

議案第七号

港区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区印鑑条例の一部を改正する条例

港区印鑑条例（昭和五十年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「」又は外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）により記録又は登録を受けている」を「。以下「法」という。」により記録されている」に、「かぎり」を「限り」に改める。

第四条第三項中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）」を「法」に改める。

第五条第三項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削り、同項第二号中「すでに」を「既に」に改める。

第七条第一号中「又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名、氏若しくは名又は氏

及び名の各一部」を「に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号。以下「政令」という。）第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部」に、「表わしていない」を「表していない」に改め、同条第二号中「あわせて表わしている」を「併せて表している」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、法第三十条の四十五に規定する外国人住民（次条及び第十五条において「外国人住民」という。）である登録申請者が、その者に係る住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第八条第三号中「氏名」の下に「（外国人住民である登録申請者に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同条に次の一号を加える。

七 氏名の片仮名表記（外国人住民である登録申請者が、その者に係る住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合に限る。）

第九条の三中「住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）」を「政令」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、政令第三十条の三十第一項に規定する外国人住民で印鑑の登録

を受けたものに対し交付される前項の印鑑登録証の有効期間は、同条第一項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

第十二条中「住民基本台帳法又は外国人登録法」を「法」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

第十五条の見出し中「まつ消」を「抹消」に改め、同条各号列記以外の部分中「まつ消しなければならぬ」を「抹消しなければならぬ」に改め、同条第五号中「氏又は名」を「氏名、氏又は名（外国人住民である印鑑登録者にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）」に、「第七条第一号に該当する」を「第七条第一項第一号に該当することになったとき又は同条第二項に規定する印鑑に該当しない」に改め、同条第六号中「まつ消すべき」を「抹消すべき」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 外国人住民である印鑑登録者が、法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

第十八条中「第四十五条」を「第四十三条」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第一項の改正規定（「かぎり」を「限り」に改める部分に限る。）、「第五条第三項各号列記以外の部分及び同項第二号の改正規定、第七条第一号の改正規定（「表わしていない」を「表していない」に改める部分に限る。）、「同条第二号の改正規定、第十二条の改正規定（「まつ消」を「抹消」に改める部分に限る。）並びに第十五条の見出し、同条各号列記以外の部分及び同条第六号の改正規定 公布の日

二 第九条の三に一項を加える改正規定 平成二十五年七月七日

（経過措置）

2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）に基づき外国人登録原票に登録された者のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）で、この条例による改正後の港区印鑑条例第十五条第六号に該当することにより、施行日において印鑑の登録を受けることができないものについては、区長は、施行日において、その者が受けていた印鑑の登録を職権で抹消するものとする。

3 印鑑登録者で施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができるものに係る氏名等の登録事項について、外国人登録原票から住民票への移行に伴う変更が生じた場合には、区長

は、施行日において、その者に係る印鑑登録原票の当該登録事項について職権で修正するものとする。

(説明)

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行による外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）の廃止並びに住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の施行による住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部改正及び住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百五十三号）の施行による住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。